

# 声 明

## 裁判員法案成立にあたって

2004年5月21日  
市民の裁判員制度つくり会

1. 平成13年6月に司法制度改革審議会は政府に提出した意見書の中で、司法への国民参加の制度として、裁判員制度の導入を提言しました。私たちは、平成14年6月の発足以来、新たに司法へ参加する市民の立場から、政府が検討している制度の中身を、真に「参加する市民のもの」とするために様々な活動をしてきました。本日、裁判員法案の成立にあたり、司法制度が今後、市民が利用しやすい開かれた制度に変わり、市民から広く信頼を得る改革が実現されるきっかけができたことを改めて実感しています。

2. しかし、市民が積極的に協力して参加しようと思える制度となったとは感じられない点も見られます。

出頭義務違反や守秘義務違反をはじめとする罰則規定

合議体の人数構成や評決の仕方などに、「法律専門家と非専門家との協働」「市民の主体的な参加」というこの制度の意義が反映されたか

仕事や家庭をかかえながら参加する市民への補償制度、基盤整備についての検討は十分にされたか

3. 法案の附則では第3条「環境整備」及び第8条「制度導入3年後の見直し」が明記され、参議院では附帯決議において上記2.に対する更なる配慮がなされました。制度導入までの準備期間中には、市民の声を取り入れながら準備を行なうこと、必要に応じて制度上の手当てを含めた適切な対処をすること、守秘義務の範囲を明確にわかりやすく説明すること、社会的な環境整備に一層努めること、等が盛り込まれ、今後の推進体制に大変期待しています。

制度導入後においても、刑事司法は市民にわかりやすいものになったか、運用について改善する点が見られないか等を、裁判員として司法に参加した市民から率直な意見を聞き、制度の見直しに反映させることが大切です。

裁判員制度が良い制度となって発展するためには、新たに司法に参加する市民が様々な努力をしなければなりません。また、政府においても不断の努力がなされることが必要です。

以上